

長野県庁周辺の整備方針策定に関する有識者会議設置要綱

（目的）

第1条 県有地等の有効活用に向けた「県庁周辺の整備方針」を策定する上で、有識者の意見を聴くため、長野県庁周辺の整備方針策定に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

なお、有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

（会議事項）

第2条 有識者会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1） 県庁周辺地域のまちづくりの方向性
- （2） 県庁周辺の整備方針
- （3） その他、県庁周辺の県有地等の有効活用に関する必要な事項

（構成員）

第3条 有識者会議の委員は、別表のとおりとする。この場合において、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

- 2 検討会議に座長を置く。

（任期）

第4条 委員の任期は、第5条に記載の開催期間満了までの間とする。

（開催期間）

第5条 有識者会議は令和7年3月31日までの間、設置するものとする。
ただし、必要に応じて、これを延長することができる。

（事務局）

第6条 有識者会議の事務局は総務部財産活用課に置く。

（報酬・旅費）

第7条 報酬は各委員への就任依頼状に記載された金額に基づき支払う。

- 2 旅費は長野県の条例に基づき支給する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の設置に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 24 日から施行する

別表

氏名	所属・職名
出口 敦	東京大学 執行役・副学長・教授 信州地域デザインセンター（UDC信州） センター長
中井 検裕	（一財）民間都市開発推進機構 都市研究センター 特別招聘研究員・東京工業大学 名誉教授
柳澤 吉保	長野工業高等専門学校 工学科 都市デザイン系 教授
横田 悦二郎	長野市第四地区住民自治協議会長
北澤 善幸	長野市都市整備部長
高倉 明子	長野県まちづくり支援アドバイザー

（順不同、敬称略）